

葛城山麓マルシェ出店規約

第1条 対象イベント情報

- 1 イベント名称 葛城山麓マルシェ
- 2 開催日時 令和6年4月27日～5月19日 9:00から16:00
- 3 開催場所 葛城山ロープウェイ登山口駅下
- 4 搬入開始時間 8:00から（主催者にて調整を行います）
※令和6年5月3日（金・祝）から5月12日（日）までの期間は混雑が予想されますので、8:00までに搬入を完了して下さい。
搬出開始時間 16:00から（状況により前後します）
- 5 雨天決行
（但し、気象警報発令等により開催が困難な場合は、主催者側より前日時点の天気での中止を決定する。）
- 6 開催目的 葛城山のツツジ観花シーズンには全国各地より多数の来山者で賑わいます。そこで登山口における混雑時の時間などで楽しんでいただくことと、出店店舗やスポット等のPRの場を創出し、再度、御所市に訪れていただいたり、葛城山の次に出店店舗やスポット等に訪れていただいたりといった周遊型観光のきっかけづくりを目的とします。

第2条 出店に関して

- 1 上記イベントに出店する者は、本出店規約を十分理解した上で、「葛城山麓マルシェ出店申込書」と「観光誘客に関する意向調査書」に必要事項を記載の上、期日までに提出をしなければならない。
- 2 出店料無料。
- 3 現場での調理を要する飲食物の販売は「露店形態による営業許可」を有する者、または開催当日までに取得予定の者とする。
- 4 食品を扱う出店者は奈良県中和保健所の指導に従い、承諾を得ること。
- 5 出店者は御所市内で事業または活動を行っている者で、イベント当日にお店のPR（チラシやショップカードの配布等）も行うこと。
- 6 御所市観光施設台帳へ「観光誘客に関する意向調査書」の情報登録に同意する者。

第3条 出店ブース

- 1 出店ブースは下記の大きさのテントとする。
・間口2Kテントを2事業者で分ける。
- 2 1事業者につき1ブースの使用とする。
- 3 出店ブースの割り当ては主催者側で行い、位置等の要望には応じない。
- 4 出店ブース、付属設備を破損または汚した場合は、出店者が実費補修費等を負担すること。
- 5 調理を行う場合、各出店者の責任において元の状態に復旧すること。
- 6 1ブースにつき長机2脚、椅子2脚を準備するが、それ以外のものは出店者が各自で用意すること。

第4条 出店品

- 1 盗難、事故等に関しては、各出店者の責任において処理すること。
- 2 コピー商品等他人の著作権、肖像権等を侵す商品の販売を行わないこと。
- 3 製造物責任法(PL 法)や食品衛生法等の諸法律に基づき、販売商品について各出店者で責任をもって対応すること。
- 4 酒税法上の酒類販売業免許を持つ者のみが、その場で消費されない(お土産用)アルコール類の販売を行うこと。

第5条 売上げ等

- 1 いかなる場合も、売上げ、準備費用、人件費等出店に関係する経費の保証は一切行わない。

第6条 厳守事項

- 1 ゴミは各自で持ち帰り、終了後のブース周りの掃除は必ず行うこと。
- 2 搬入・搬出に際して、主催者から割り当てられた順番・時間を厳守すること。
- 3 周辺道路への違法駐車は固く禁止する。
- 4 電源について発電機を設けるが、発電量に限りがある為最小限にとどめ、申告した以上の電力の使用を禁ずる。
- 5 手洗水として駐車場内の水道を使用できるが、可能な限り持参すること。(飲食物使用不可)
- 6 公序良俗に反する出店や、開催趣旨に反する出店は禁止する。
- 7 勧誘、募金、寄付等の行為や他の出店者への迷惑となる行為を禁止する。

第7条 出店許可の取消しに関して

・主催者側の判断により、不適切な行為や上記規約に違反する行為が認められた場合は、出店許可を取り消す。

第8条 注意事項(出店の中止について)

・万一のトラブル(食中毒など)の場合、責任は出店者本人となり、主催者はその責任の一切を負わない。未然にトラブルを防ぐよう品質管理、衛生管理、防火管理等の徹底を行うこと。
また、上記のようなトラブルが理由で主催者側が出店継続不可能と判断した場合は、出店を中止する場合があります。その時は売り上げ等、出店に関係する経費の補償は一切行わない。